

鳥取県子育てに優しい地域づくり事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

(事業実施の30日前又は当該年度の1月31日のいずれか早い日まで)

○交付申請は、下記提出先にメール、郵送、又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

※交付申請の取り下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

○この交付金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更したい場合】

事業内容を変更する場合には県の承認が必要です。

変更申請書を下記提出先までメール、郵送、又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：事業本体とその精算業務が終了することを指します。

5. 実績報告書提出

(完了・廃止・中止から30日以内又は翌年度の4月20日のいずれか早い日まで)

○実績報告は、下記提出先にメール、郵送、又は持参してください。

○実績報告書に基づき、交付額を確定、通知します。

◎補助金の支払い

○支払時期については、額の確定通知発送後又は振込依頼書受付日より2週間程度いただきます。

資料提出・問い合わせ先

子ども家庭部子育て王国課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220

電話 0857-26-7148

メールアドレス kosodate@pref.tottori.jp